

令和8年9月18日

福津市議会

議長 高山 賢二 様

総務文教委員会

委員長 石田 まなみ

総務文教委員会審査報告書

令和8年第6回福津市議会定例会において、本委員会に付託を受けておりました事件についての審査結果を、会議規則第110条及び第143条第1項の規定により次のとおり報告いたします。

記

1. 審査経過

付託年月日 令和8年8月27日

審査年月日 令和8年9月7日

2. 出席者

委員 石田委員長、中村恵輔副委員長、岩下委員、佐伯委員、尾島委員、
中村清隆委員

執行部 谷口総務部長、吉崎総務部人事・危機管理担当部長、
花田経営企画部長、宮原教育部長、
香田総務課長、波多野新設小学校準備室長、石井学校教育課長、
鈴木新設小学校準備室主幹、林田学務係長

紹介議員 山本議員

※参考人として請願者を招致

◎議案第58号 福津市立学校設置条例を改正することについて

審査内容

(1) 主な質疑及び答弁

なし

(2) 主な意見

なし

(3) 審査結果

本委員会では、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

◎議案第61号 工事請負変更契約を締結することについて

審査内容

(1) 主な質疑及び答弁

(質疑)なぜ今回のタイミングで設計変更が必要になったのか。

(答弁)当初、造成工事で施工する予定だった排水施設やフェンス等が、盛土を行わないことによって施工できなくなったため、校舎建築後の埋め戻しと合わせて施工することになった。校舎建築が計画どおり進み、外構工事に入る時期となったため、今回の変更契約に加えた。

(質疑)今回の変更によって、新設小学校の総事業費は78億円から増えるのか。

(答弁)今回の増額は、当初示した78億円という全体の見込額を増額するものではない。最終的には執行残があれば、決算額が78億円を下回る可能性もある。

(2) 主な意見

(反対)建設地は三つの浸水想定区域にあり、近隣住民から多くの不安の声が出ている。また、昨年8月の豪雨時には近隣道路が冠水する事象も発生している。今回の工事請負変更契約において、こうした浸水・冠水に対する対策が盛り込まれておらず、安全性について不安が残ることから、反対する。

(3) 審査結果

本委員会では、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

◎議案第62号 財産の取得について

審査内容

(1) 主な質疑及び答弁

なし

(2) 主な意見

なし

(3) 審査結果

本委員会では、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

◎請願第1号 津屋崎中学校区における子どもの安全確保および防犯体制強化を求める

請願

審査内容

(1) 主な質疑及び答弁

(質疑)危険箇所の点検や防犯カメラの設置について、人権やプライバシー、地域の理解をどのように考えているか。

(答弁)まず危険箇所や死角を点検し、警察や専門家の意見を踏まえて、防犯カメラの必要性、設置場所、台数などを検討する必要があるものと考えている。設置にあたっては、道路や住宅等が映り込む場合のプライバシーや人権に配慮し、地域住民の理解を得ながら進めるものと考えている。設置が難しい場合は、見守りなど他の安全対策も検討する必要がある。

(質疑)防犯カメラの有効性と設置効果の限界について、どのように認識しているか。

(答弁)防犯カメラには一定の抑止力がある一方、それだけでは十分ではない。危険箇所の点検・調査に加え、見守りや子どもへのケア、支援などを含めた総合的な安全対策が必要である。

(質疑)情報共有・連携体制の強化について、どのように考えているか。

(答弁)学校、教育委員会、警察、行政、地域の関係機関が必要な情報を共有し、連携して対応できる仕組みづくりが必要と考えている。要保護児童対策地域協議会なども一つの参考として、実効性のある連携のあり方を検討する必要がある。

(2)主な意見

(賛成)子どもたちが安心して学校生活を送り、市民が安心して公共施設を利用できる環境を整えることは市の責務である。

実際に施設内での被害や迷惑行為が発生しており、再発防止と安全確保のため、防犯カメラの設置を含む対策が必要である。

なお、防犯カメラは「監視カメラ」ではなく、防犯や犯罪抑止を目的とするものであり、個人情報の適切な管理を前提に、学校・教育委員会・警察・行政等の情報共有と連携を強化すべきであることから、本請願に賛成する。

(反対)子どもたちが安心して過ごせる環境を整備することの重要性には異論はない。しかし、防犯カメラの設置や情報共有・連携体制の強化だけでは、問題の背景へのアプローチが弱く、根本的な解決や再発防止につながらない懸念がある。監視や指導の強化だけでなく、安心して過ごせる居場所や、背景に寄り添った支援体制を整えることが必要であり、若者支援の充実を図るべきであることから、本請願に反対する。

(3)審査結果

本委員会では、賛成多数により採択すべきものと決定した。

(4)関係機関への送付、処理の経過及び結果の報告

請求する。